

第5次交野市総合計画 (令和5年度～令和16年度) 基本構想



令和5年1月
大阪府交野市

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 序論 | 4 |
| (1) 総合計画策定の趣旨 | 4 |
| (2) 総合計画の構成と期間 | 5 |
| (3) まちの概要 | 6 |
| ① 地勢 | 6 |
| ② 交通 | 6 |
| ③ まちの沿革 | 7 |
| ④ 文化財について | 7 |
| ⑤ これまでの総合計画 | 8 |
| (4) 本市を取り巻く社会潮流 | 9 |
| ① 全国的な人口構造の変化 | 9 |
| ② 経済状況の動向 | 9 |
| ③ 安全・安心に対する意識の高まり | 10 |
| ④ 高度情報化社会の進展 | 10 |
| ⑤ ライフスタイルや価値観の変化 | 11 |
| ⑥ 持続可能な社会の構築 | 11 |
| (5) 本市の人口動態 | 12 |
| ① 人口構造の変化 | 12 |
| ② 人口動態の推移 | 13 |
| ③ 目指すべき人口の将来展望 | 14 |
| (6) 本市の現状と課題 | 16 |
| ① バランスのとれた人口構成をめざしたまちづくり | 16 |
| ② 多世代が活躍する地域共生社会の実現 | 17 |
| ③ 安全・安心な暮らしの基盤づくり | 18 |
| ④ 社会変化に対応した地域活力の創出 | 19 |
| ⑤ 持続可能な地域社会に向けて | 20 |
| ⑥ 将来にわたり安定した行政運営 | 21 |
| 2. 基本構想 | 22 |
| (7) まちの将来像 | 22 |
| (8) まちづくりの目標と基本姿勢 | 24 |
| ① まちづくりの目標 | 24 |
| ② 基本姿勢 | 29 |
| (9) 将来都市構造 | 31 |
| ① 軸 | 32 |
| ② 拠点 | 33 |
| ③ 区域 | 33 |
| 3. 資料編 | 34 |

1 序論

(1) 総合計画策定の趣旨

本市では、交野市基本構想条例に基づき、「市に関わるあらゆる事業又は活動の企画立案、実行及び評価の基本的な指針とする構想」を策定し、まちづくりを進めています。

第4次交野市総合計画基本構想の策定から12年が経過する中、少子高齢化や人口減少による影響、大規模災害や感染症への対策、情報通信技術の急速な進歩など、社会の変化が加速化し、行政が対応すべき課題は複雑・多様化しています。

また、令和3年(2021年)には市制施行から50年を迎え、当時に建設された公共施設やインフラの老朽化が進行していることから、限られた行政資源を効率的・効果的に活用しながら、これらの変化に対応しつつ、持続的な行政運営を図っていく必要があります。

こうした社会環境の変化を踏まえ、市民や地域・事業者・行政などまちづくりの主体が、改めて目指すべきまちの将来像を共有し、それぞれの強みを生かし協力しながら地域社会の活力を維持していくため、中長期的な新たなまちづくりの指針として第5次交野市総合計画を策定します。

[交野市基本構想条例より抜粋]

(目的)

第1条 この条例は、交野市(以下「市」という。)が、市に関わるあらゆる事業又は活動の企画立案、実行及び評価の基本的な指針とする構想(以下「基本構想」という。)を策定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に住み、学び又は働く人及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。

(基本構想の構成等)

第3条 基本構想は、市民憲章を尊重し、市民等が共に担い合って自治を営むために必要な次に掲げるものによって構成する。

- (1) 基本的な理念や考え方
- (2) 基本的な市のありたい姿及び方向性
- (3) 基本的な仕組み
- (4) その他基本的な事項

2 基本構想を定めるときは、議会の議決を経なければならない。

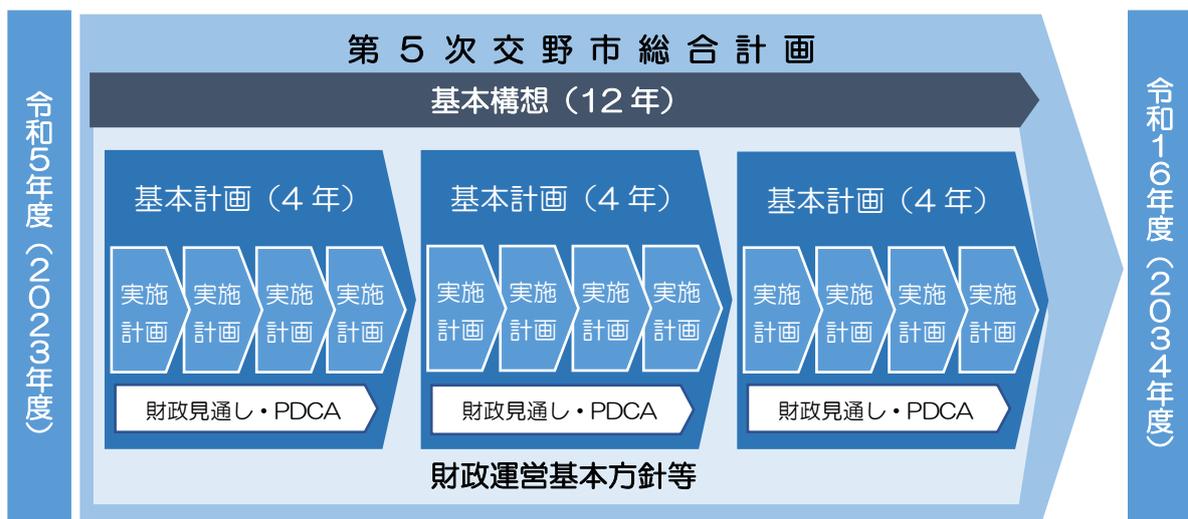
3 基本構想の期間については、基本構想において定めるものとする。

(2) 総合計画の構成と期間

第5次交野市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」、「実施計画」で構成します。

計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和16年度（2034年度）までの12年間とします。

| | | |
|------|------|---|
| 総合計画 | 基本構想 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「まちの将来像」とその実現のための「まちづくりの目標」を示すもの。 ✓ 市民や地域・事業者・行政など、地域社会に関わるすべての人々が共有する理念・ビジョンを掲げるものであり、まちづくりの指針となるものです。 |
| | 基本計画 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「まちづくりの目標」を実現するための施策体系と方向性を示すもの。 ✓ 基本構想が掲げるビジョンを実現するために、政策分野ごとに取り組む方向性を示した行政運営の計画であり、実施計画や指標を用いて進行管理を行いながら、4年ごとに必要な見直しを行います。 |
| | 実施計画 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本計画における施策体系に基づいた具体的な取組みを示すもの。 ✓ 基本計画が示す方向性に基づき、行政が毎年度作成する計画であり、個別の事務事業が取りまとめられたものです。 |



③ まちの沿革

【古代から近世】

出土した石器や土器などから、およそ2万年前から人が住み着いたとみられています。

古墳時代前期頃には、肩野物部（かたのものへの）氏の祖先が農耕文化を広げていき、古墳を築きました。また、倉治地域から寺地域の山麓では、渡来人が機織りの技術を起こしました。

平安時代には、宮廷人たちが交野が原を訪れ、狩りを楽しんだことが「続日本紀」や「日本後紀」に記録されています。

応仁の乱以降は、戦乱の渦中に巻き込まれ、江戸時代以後300年間、農民は米麦の栽培や河内木綿の手工業などで生活を営んできました。

【現代】

明治22年（1889年）に、それまでの旧集落が、交野村、磐船村、星田村に統合されました。

昭和14年（1939年）には、交野村と磐船村が合併して交野町に、昭和30年（1955年）には交野町と星田村が合併して新しい交野町となりました。この頃の人口は約1万人で、農山村の面影を残していました。

昭和45年（1970年）の国勢調査の時点で人口が3万人を超え、都市的施設の充実を図るため、昭和46年（1971年）11月に市制を施行し、令和3年（2021年）11月3日に市制施行50周年を迎えました。

④ 文化財について

天野川や逢合橋（あいあいばし）、星田など、星にまつわる地名や伝説が多く、七夕ゆかりの織姫の里として親しまれています。また、国宝「薬師如来坐像」をはじめ多くの文化財を有し、江戸時代からの伝統的なまちなみが残っています。



天の川七夕まつりの様子



国宝 薬師如来坐像
(平安時代初期) 普見山獅子窟寺



昔ながらの雰囲気が残るまちなみ

⑤ これまでの総合計画

本市における最初の総合計画基本構想は、地方自治法の規定に基づき、市制施行後の昭和48年(1973年)に策定されました。

| 区分 | 計画期間 | 都市像・理念 | 人口目標 | 主な出来事 |
|-------------|----------------------------------|--|---|---|
| 第1次 総合計画 | 昭和48年～ (1973年～) 【12年間】 | 緑豊かな小住宅都市 | 70,000人 | <ul style="list-style-type: none"> 人口が急増(4.2万人から6.4万人へ) この間に小学校が6校、中学校が2校開校 府道交野久御山線が開通(S51) 府民の森「くろんど園地」が開設(S53) 第1回交野まつりが開催(S59) |
| 第2次 総合計画 | 昭和60年～ (1985年～) 【16年間】 | 自然と文化の和むまち —かたの | 望ましい人口 80,000人 都市基盤整備人口 100,000人 | <ul style="list-style-type: none"> 人口増が緩やかに(6.4万人から7.7万人へ) ゆうゆうセンター、星の里いわふね、いきものふれあいの里が開設(H4) 京阪交野市駅西駅前広場がオープン(H6) 倉治図書館・いきいきランド交野が開設(H8・9) 星のブランコが完成(H9) |
| 第3次 総合計画 | 平成13年～ (2001年～) 【10年間】 | 水と緑が暮らし彩る 星のまち☆かたの | 100,000人 | <ul style="list-style-type: none"> 人口増が頭打ち(7.7万人から7.8万人へ) 高齢化率の上昇(65歳以上割合、13%→21%) 河内磐船駅周辺整備(H13) 第1次財政健全化計画(H16) 第1回天の川七夕まつりが開催(H17) 第二京阪道路全線開通(H22) |
| 第4次 総合計画 | 平成23年～ (2011年～) 【12年間】 | みんなの“かたの” 基本構想 あじわい・なりわい・ にぎわい “みん活”でわいわいと “かたのサイズ”なまち 暮らし | 基本構想では 規定せず 都市計画 マスタープラン 80,000人 (2020年) | <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法改正により、基本構想策定義務が廃止。交野市基本構想条例を制定(H22) 人口減少へ転換(7.8万人からゆるやかに減少) 本格的な超高齢社会へ(高齢化率22%→28%) 市長戦略に基づく行政運営(4年×3期) 星の里浄水場開設、交野警察署開設(H24) おりひめ給食センター開設(H28) 人口ビジョン(2040年に69,200人を目標)、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定(H27) 公共施設等総合管理計画・再配置計画、学校規模適正化基本方針の策定(H28～) |

(4) 本市を取り巻く社会潮流

① 全国的な人口構造の変化

◆ 全国的に進む少子高齢化に伴い、社会経済や行政サービスへの影響が懸念されることから、国は人口減少に歯止めをかけ、2060年（令和42年）に1億人程度の人口を目指す方針

- 日本の人口は平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）の国勢調査では1億2,615万人となりました。
- 今後も人口減少はさらに進み、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）によると、2020年代初めは毎年50万人程度の減少ですが、2040年代頃には毎年90万人程度の減少スピードにまで加速し、2060年（令和42年）の総人口は約9,300万人まで減少すると見込まれています。仮に合計特殊出生率が上昇したとすれば、2060年は約1億人の人口を確保できるとも予測されています。

② 経済状況の動向

◆ 世界的な新型コロナウイルス感染拡大により経済状況は悪化
 ◆ 働き方改革による労働生産性の向上と労働環境の整備が求められている
 ◆ 地域経済の好循環のため「まち・ひと・しごと創生法」が策定され、産学金官などの多様な連携による地方創生が進む

- 日本経済は平成20年（2008年）のリーマンショック以降に低迷状態が続きましたが、その後は緩やかな回復の傾向がみられました。一方で、地域による格差や内需の弱さもみられ、持続的な経済成長に向けたさらなる経済政策の推進が必要となっています。
- 令和2年（2020年）に感染拡大した新型コロナウイルスの影響でGDPは大きく落ち込みました。今後は、新型コロナウイルスがもたらした社会の変化に対応した暮らし方・働き方を模索していくことが求められます。
- 少子高齢化の影響で企業の人手不足が深刻になっており、先端技術を活用した労働生産性の向上、女性や高齢者の労働参加の促進、非正規雇用者の賃金増加や雇用形態の見直し、ワーク・ライフ・バランスの見直しなど、労働環境の整備が重要とされています。
- 地域経済の好循環拡大のため、まち・ひと・しごと創生法が策定され、産学金官連携による地域資源と資金活用の経済構造改革の推進が必要とされています。

③ 安全・安心に対する意識の高まり

◆ 地震や台風などの激甚化・頻発化、世界規模での感染症の流行などに伴い、安全・安心な暮らしへの意識やニーズの高まり

◆ 行政が進める国土強靱化などの対策とともに、一人ひとりの備えが一層重要に

- 未曾有（みぞう）の被害をもたらした東日本大震災後、国は「国土強靱化」を掲げ、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムづくりへの取組みを進めてきました。
- その後も熊本地震や大阪府北部地震が発生するなど、地震災害は激甚化・頻発化しており、今後も南海トラフにおける巨大地震などの発生の確率が高まっていると言われています。また、近年では豪雨災害も頻発しており、広島、関東、東北、九州などで甚大な浸水被害が発生しています。
- これらの状況を踏まえ、公助・共助に加え、住民一人ひとりが平素から災害に備える自助の重要性が、より一層高まっています。
- 新型コロナウイルス感染症が世界的に流行を繰り返す中、社会的・経済的な影響は甚大なものとなっており、安全・安心な暮らしへの意識やニーズは一層高まっています。

④ 高度情報化社会の進展

◆ ICTの普及や発展に伴う様々な社会変化への対応が求められている

◆ 日常生活や社会・経済・行政などあらゆる場面で「DX」が加速化

- スマートフォンやタブレットの普及により、インターネットなどのICT（情報通信技術）は、社会インフラとして日常生活や経済活動に定着した一方、情報セキュリティにおけるリスクの高まり、ネットによる犯罪の増加、高齢者などにおける情報格差の発生、通信費用や運用コストの増加などの課題も顕在化しています。
- 生産年齢人口の減少に伴い、全国的に労働力人口が減少する時代へと向かって行く中、国では新たな未来社会であるSociety 5.0の実現を目指しており、その取組みの一つとして、高速大容量通信網の整備が進むとともに、あらゆる分野でAI、IoTなどの活用が進んでいます。
- これらの流れの中、新型コロナウイルスの感染拡大も要因となり、日常生活や社会・経済のあり方や仕組みを根本から変革する「デジタル・トランスフォーメーション(以下、DXとする。)」が加速化しており、行政分野においても、主導官庁として「デジタル庁」が設置されるなど、DXの推進が求められています。

⑤ ライフスタイルや価値観の変化

- ◆ 個人のライフスタイルや価値観が変化中、多様な価値観を尊重した地域社会の構築が求められている
- ◆ 地域社会における人と人とのつながりの希薄化に伴う共助の弱体化が懸念される

- 近年、個人の意識は、ものの豊かさより心の豊かさを重視しており、働き方改革などによるワーク・ライフ・バランスやシニア世代の自己実現や社会貢献への意識が高まっています。
- 多様な性（LGBTQ+）への理解や、増加する在日外国人との共生など、多様な価値観や多文化共生に対する社会の意識が高まっており、お互いを尊重し認め合う地域社会の構築が求められています。
- 単身世帯や高齢者世帯が増加傾向にあるとともに、共働き世帯数は専業主婦世帯数を上回り、その差は拡大傾向にあります。これらとあわせて、プライバシーの意識の高まりなどに伴い、地域社会における人と人とのつながりの希薄化が指摘されています。
- 自治会の加入率は全国的に減少傾向にあり、役員の高齢化や担い手不足が、自治会活動に支障をきたし、共助が十分に機能なくなることが懸念されています。
- 個人のライフスタイルや価値観の変化に伴い、行政に対するニーズが複雑・多様化してきており、様々な主体と協働しながら対応していくことが求められています。

⑥ 持続可能な社会の構築

- ◆ 「SDGs」による持続可能な社会の実現や、地球規模でのカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現のため、市民・事業者・行政など様々なレベルで取り組むことが求められている

- 経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が物質的に豊かで便利なものとなった一方、その生活を享受することにより、地球温暖化などによる気候変動や廃棄物の大量発生など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境への負荷が課題となっています。
- このことから、国は令和2年（2020年）10月、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。国と地方の協働による、地域における脱炭素社会の実現が求められています。
- 国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、17のゴールと169のターゲットで構成され、発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む普遍的なものであり、地球温暖化や再生可能エネルギーの活用、循環型社会の構築、生物多様性の保全など、世界規模の環境問題の解決に向けて、資源や自然環境が適切に管理されることで経済や社会の活動が維持される「持続可能な社会」の実現へ向けた取り組みが求められています。

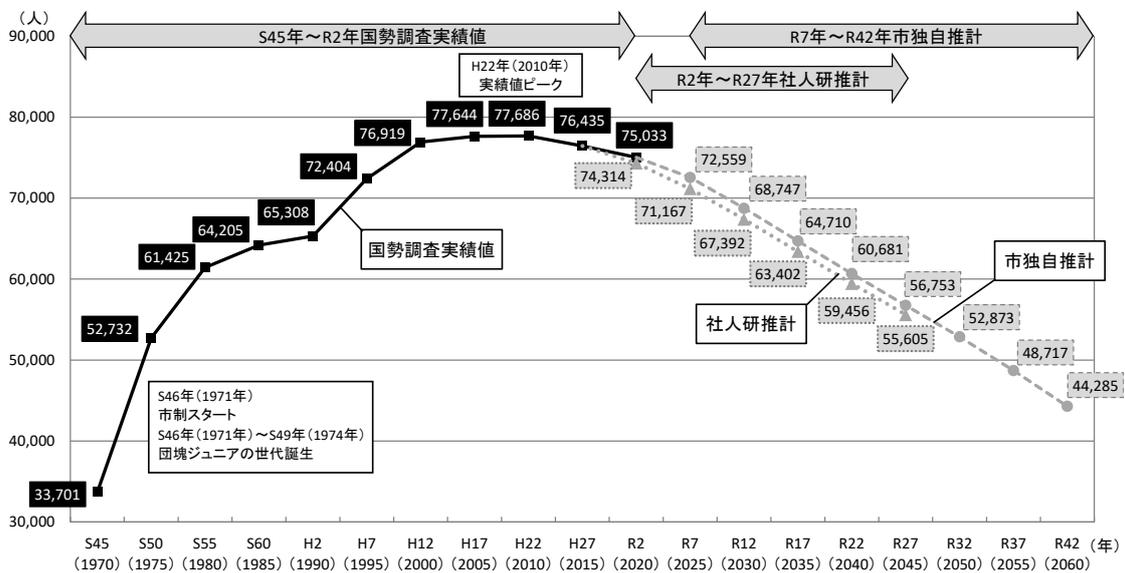
(5) 本市の人口動態

① 人口構造の変化

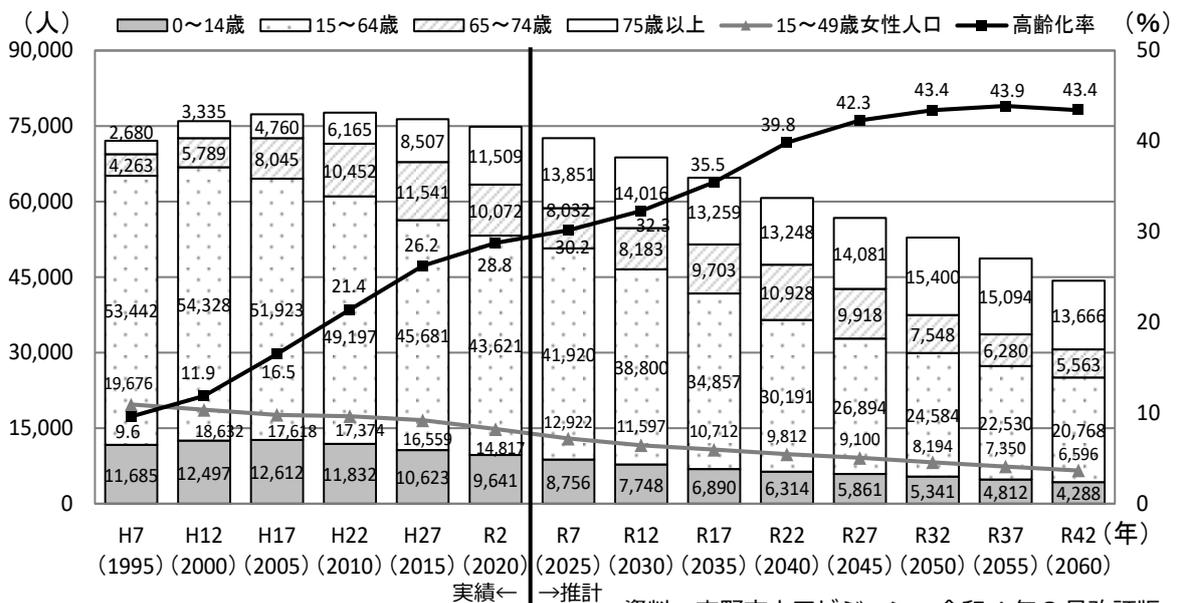
本市の人口は、都市化の進展とともに増加が続いていましたが、平成22年(2010年)の77,686人をピークに減少に転じています。

「現状のまま推移した場合の将来人口推計(市独自推計)」では、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」よりも人口減少は緩やかに進むものの、2040年(令和22年)の総人口は60,681人となり、20年間で14,352人減となる見込みです。2040年には高齢化率が4割に迫り、その後も4割以上で推移する見込みです。また、生産年齢人口(15~64歳)と年少人口(0~14歳)は、一貫して減少し続ける見込みです。

■ 現状のまま推移した場合の将来人口推計(市独自推計)



■ 市独自推計における年齢4区分別人口等の推移



資料：交野市人口ビジョン 令和4年3月改訂版

注：2020年までは国勢調査実績値で、年齢不詳人口は図示していない。

◆ **総人口は減少傾向、現役世代と子どもが減り、後期高齢者が大きく増加**

- 市独自推計では、2040年（令和22年）には、総人口が6万人程度となり、人口構成における年少人口、生産年齢人口、老年人口の割合が、「1：5：4」となる見通しです。

◆ **人口構成の変化は、将来の地域社会や行政運営に大きく影響**

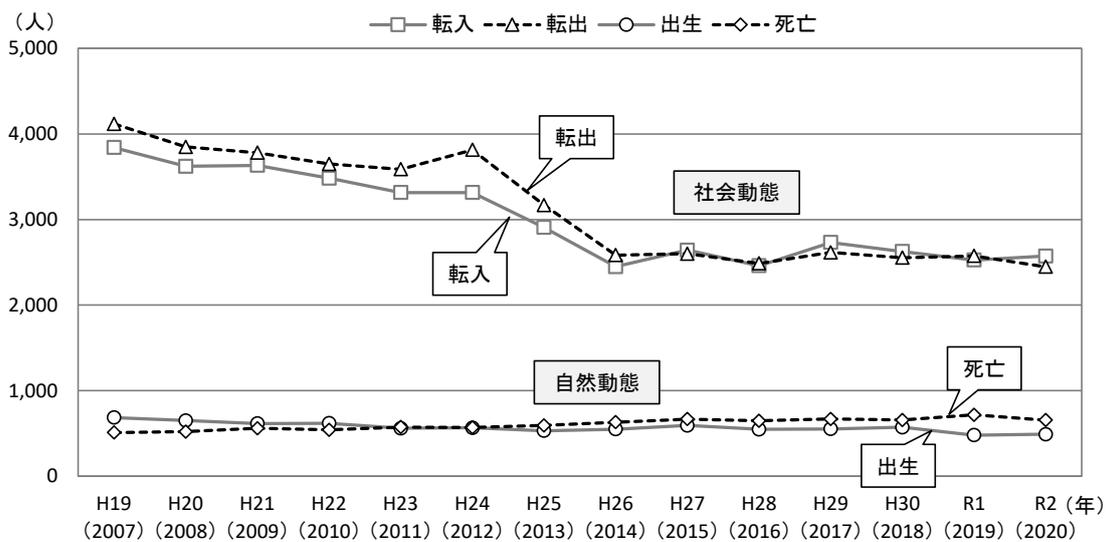
- 今後も年少人口と生産年齢人口の減少が続くと見込まれており、高齢化率の上昇と相まって、地域社会の活力維持だけでなく安定的な社会保障運営や行政サービスの維持に大きな影響を与えるものとなります。

② 人口動態の推移

本市の社会動態（転入・転出）は、平成26年（2014年）まで転出数が転入数を上回っていましたが、平成27年（2015年）以降は転入数と転出数が拮抗しています。

自然動態（出生・死亡）は、平成23年（2011年）以降死亡数が出生数を上回り、自然減が続いています。

■ 自然動態・社会動態の推移



資料：交野市人口ビジョン 令和4年3月改訂版

◆ **自然動態は、死亡数の増加により減少傾向**

- 本市の人口構成を踏まえると、出生数が大きく増加しない限り、自然減が続くと見込まれます。

◆ **社会動態は、転入の増加により横ばいから微増**

- 近年は、近隣市からの子育て世帯の流入により、横ばいから微増している状況です。

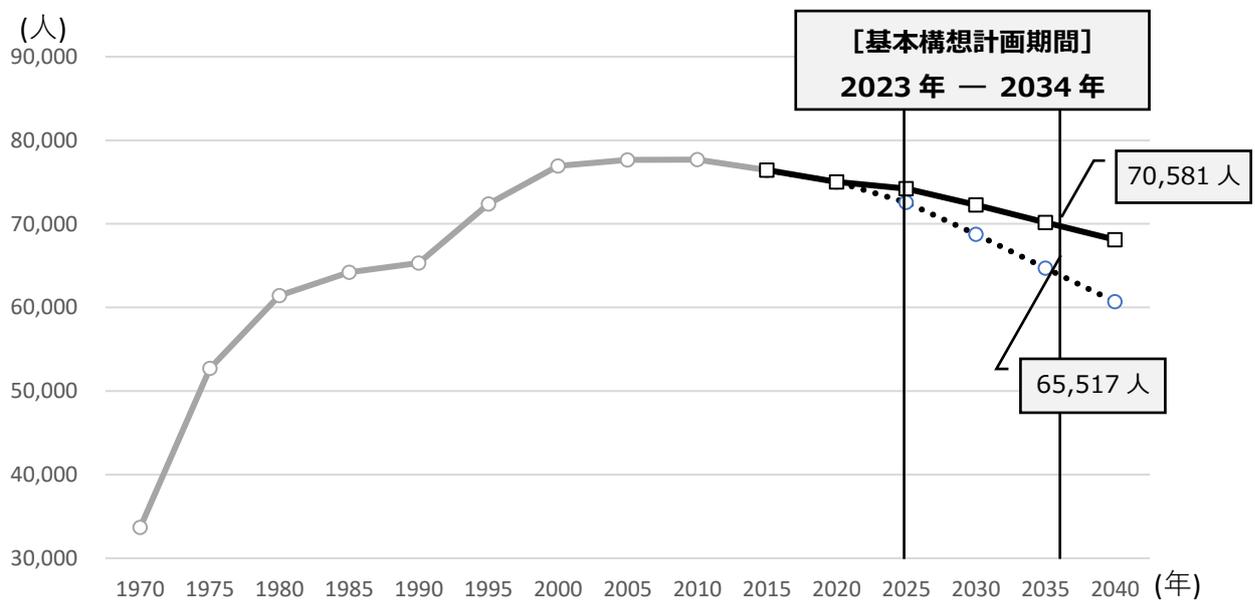
③ 目指すべき人口の将来展望

まちの活力と世代間の助け合いを持続的なものとするためには、現役世代（生産年齢人口）と子ども（年少人口）の減少に歯止めをかけ、バランスのとれた人口構成を目指していくことが必要であり、長期的に人口減少を食い止めることにもつながります。

バランスのとれた人口構成を目指すためには、若い世代の移住・定住と、出生数の増加が必要となることから、「現状のまま推移した場合の将来人口推計（市独自推計）」を基礎として、「バランスのとれた人口構成に近づいた場合の将来人口推計（目指すべき将来展望）」を示すためのシミュレーションを行いました。

結果として、本市では、中長期的に「出生率の向上」と「社会増減の均衡」を図っていくことが必要となります。

■ 目指すべき将来展望（シミュレーション結果）



資料：交野市人口ビジョン 令和4年3月改訂版

◎ 凡例（2020年以降は推計値）

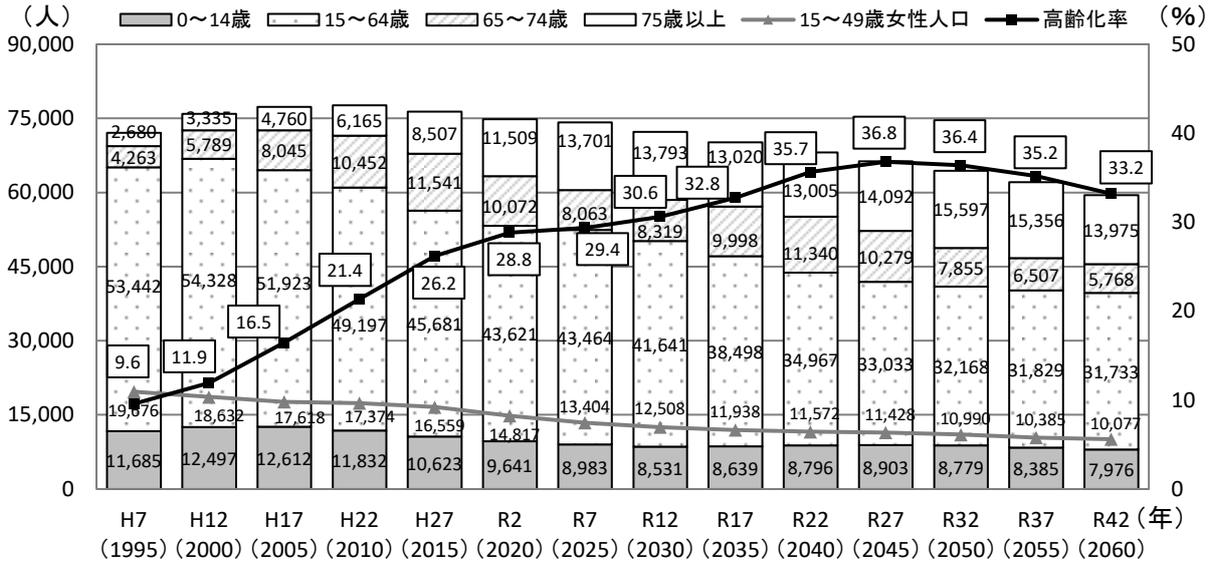
出生率の向上と社会増減の均衡を見込んだ場合

現状のまま推移した場合（市独自推計）

※ 「出生率の向上」とは、本市の直近出生率に大阪府設定の伸び率をかけたもの（2020年：1.42、2030年：1.63、2040年：1.84）

※ 「社会増減の均衡」とは、継続的な転出超過に陥らない状態

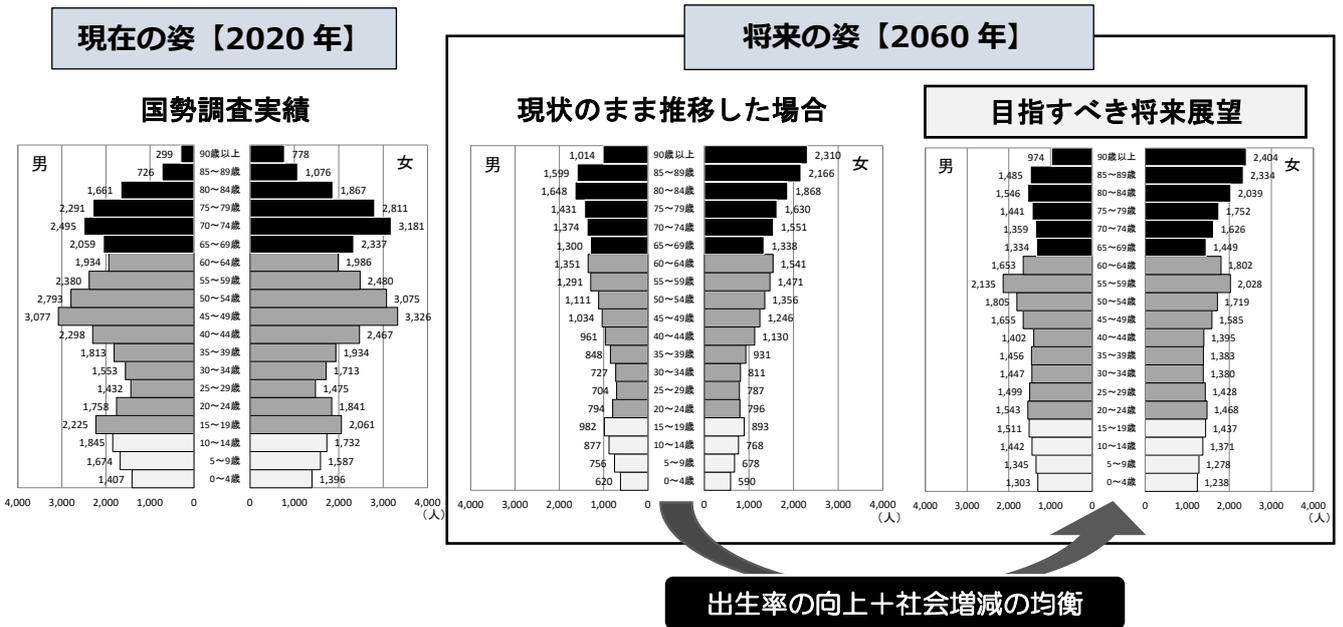
■ 目指すべき将来展望における人口構成（シミュレーション結果）



資料：交野市人口ビジョン 令和4年3月改訂版

注：2020年までは国勢調査実績値で、年齢不詳人口は図示していない。

■ シミュレーション結果における人口ピラミッド



◆ まちの活力維持のため、若い世代の移住・定住と、出生数の増加に向けた取組みを進め、バランスの取れた人口構成を目指すことが必要

- まちの活力と世代間の助け合いを持続的なものとするためには、現役世代と子どもの減少に歯止めをかけ、バランスの取れた人口構成を目指していく必要があり、長期的に人口減少を食い止めることにもつながります。
- 現役世代と子どもの割合を保ち続けるためには、中長期的に「出生率の向上」と「社会増減の均衡（継続的な転出超過に陥らない状態）」に取り組んでいくことが必要となります。

(6) 本市の現状と課題

① バランスのとれた人口構成をめざしたまちづくり

- ◆ 今後も現役世代と子どもの人口規模を保ち続けていくため、まちの強みや魅力に磨きをかけ、多くの人々が住みたい・住み続けたいと愛着を持ち、誇りを感じるまちづくりが必要

I. 本市の現状

- 緩やかな人口減少と少子化が進む中、後期高齢者が大きく増加している状況です。将来人口推計によると、高齢化の進行と現役世代・子どもの減少に伴い、2040年（令和22年）には人口構成における年少人口、生産年齢人口、老年人口の割合が、「1：5：4」となる見込みです。
- これらの人口構造の変化により、福祉ニーズの高まりや社会保障費の増大に伴う負担の増加、地域経済の縮小、コミュニティ機能の低下など、市民生活やまち全体の活力に深刻な影響を及ぼすことが考えられます。
- 近年における様々な取組みにより、転出超過に伴う社会減に改善がみられ、子育て世帯の転入超過が認められます。これらの子育て世帯の流入や、共働き世帯の増加などにより、保育需要が高まり、認定こども園や放課後児童会の利用者数が増加しています。
- 市民意識調査では、多くの世代が、本市は「子育てに適している風土」と感じています。また、今後特に重要と思う項目として、「子育てに関する支援」が上位に位置しており、市民全体として子育てへの支援を望んでいることが分かります。



II. 将来に向けての課題

- 人口構造や社会経済情勢の変化に対応し、市民生活への影響を軽減するためには、あらゆる行政分野において中長期的な変化を見据えた対応を進めていくだけでなく、安定的な人口総数やバランスの取れた年齢構成を目指した取組みを進めることで、地域社会を継続的なものにしていくことが重要です。
- 移住・定住による若い世代の定着を継続的なものとするため、本市の自然や風土、住環境などの強みを生かし、子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできる環境に磨きをかけ、市内外の多くの人々が住みたい・住み続けたいと愛着を持ち、誇りを感じることができるまちづくりを進めることが必要です。
- 子育て世代の移住・定住の促進を図るため、まちの魅力を市内外に向けて発信し、地域のブランド力を作り高めていくことが必要です。

② 多世代が活躍する地域共生社会の実現

- ◆ 年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、地域社会のみんなが力を発揮し、互いに支え合うことで、住み慣れた地域で健やかに暮らし続けることができるまちづくりが必要

I. 本市の現状

- 高齢化の中身を見ると、高齢者数全体が増加する中、特に75歳以上の後期高齢者の増加が顕著にみられ、今後もこの傾向が続くと見込まれています。
- 高齢化の進行に伴い、要介護・要支援認定比率が増加するとともに、介護保険給付額が増大しています。一方では、他市と比べて健康寿命が長く、元気な高齢者が多い状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、スポーツ施設の利用者数や市民参加型イベントの開催数は減少傾向にあります。また、市民意識調査では、感染拡大により困っていることとして、「運動不足」や「趣味活動の機会の減少」などが上位となっています。
- 人権や性の多様性をめぐる意識の高まりを受け、令和元年（2019年）11月から「交野市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。また、市民全体で世界平和への願い、非暴力へのスタンスを明確にするため、平成13年（2001年）11月に「平和と人権を守る都市宣言」を行っています。



II. 将来に向けての課題

- これまで本市のまちづくりを支えてきた高齢者が、今後も住み慣れた地域で健やかに暮らせるよう、健康寿命の延伸を支えていく環境を整えるとともに、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいくことが必要です。
- 多様な知識や経験を持つ高齢者が、地域社会の中で活躍できる環境を整えるとともに、年齢を重ねても安心して生活できるよう、外出が困難な方に対する外出支援や、孤独・孤立対策の推進、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりなどに取り組んでいくことが必要です。
- 多世代が交流し、心身ともに健康で充実した暮らしが実現できるよう、スポーツ活動や文化活動などの生涯学習の充実に取り組んでいくことが必要です。
- 地域社会の構成メンバーは、年齢や性別、障がいの有無、国籍、家族構成など様々であり、多様な考えのもと暮らしています。外国人労働者や障がい者の社会参加、多様な性の尊重など、今後も一層、お互いのつながりや寛容さが大切になることから、地域全体で多様性を認め合う共生社会を築いていくことが必要です。
- 世界には、未だ暴力を用いて紛争を解決しようとする動きがみられます。市民憲章にある「和」の心を大切に、平和と人権の思いを次世代に引き継いでいくことが必要です。

③ 安全・安心な暮らしの基盤づくり

- ◆ 自然災害などの様々なリスクに対し、市民・地域・事業者・行政の役割分担と連携・協力のもと、被害を最小限に止めることができるまちづくりが必要

I. 本市の現状

- 自然災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行、多様化する犯罪など、市民生活を脅かすリスクが高まっています。
- 急速な高齢化の進行により、65歳以上の単独世帯が増加傾向にあり、高齢者を狙った犯罪の防止や、孤独・孤立への対応のため、地域における見守りの重要性が高まっています。
- 人口減少が進むことにより、地域に空き家が増加していくことが見込まれます。
- 本市は他市と比較して自治会加入率も高く、地域コミュニティが維持されていますが、ライフスタイルの多様化や住民の高齢化などを背景に、担い手不足の深刻化が懸念されています。
- 地区に対するアンケート調査では、今後のまちづくりにおいて、地域での自主防災・防犯活動が必要との回答が多く、市民意識調査では、地域コミュニティ活動の中でも防災・防犯の活動が重要との回答が最も多く、みんなで暮らしの安心を確保していくという意識が高いことがうかがえます。一方で、こうした地域活動について、時間的な余裕がないため参加しない（できない）という回答も一定数あることから、暮らしの安心を支える地域活動が縮小していくことも考えられます。



II. 将来に向けての課題

- 自然災害などのリスクに対し、市民・地域・事業者・行政などが、互いの役割分担と連携・協力のもと、被害を防止・軽減することができるまちづくりに取り組むことが必要です。
- 市民の高齢化と現役世代・子どもの減少に伴い、地域コミュニティや市民活動に携わる人口が減少し、交流の機会が減っていくことで、地域における自治機能の低下や共助の弱体化が懸念されます。地域においても親睦・交流の機会を増やす取組みを進めていますが、地域社会における人と人とのつながりは、安全・安心な暮らしの基盤となることから、地域のつながりを再確認し、社会潮流や人口構造の変化を踏まえた地域社会やコミュニティのあり方を検討していくことが必要です。

④ 社会変化に対応した地域活力の創出

- ◆ 地域の強みを生かし、市民や事業者などの活躍が促進される都市基盤整備により、将来にわたって地域の活力や快適な暮らしが維持されるまちづくりが必要

I. 本市の現状

- 昔ながらの趣を残す集落や新たにつくられた住宅地、田畑や里山などの豊かな自然が共存した落ち着いたまちなみとなっています。
- 社会動態は均衡しており、枚方市や寝屋川市をはじめとした北河内各市や、大阪市からの転入者が多くなっています。
- JR学研都市線と京阪交野線の鉄道2路線が市内を走っている上、第二京阪道路も整備されており、大都市だけでなく各地への交通アクセスが便利なまちとなっています。
- 恵まれた自然環境、生活環境が評価され、戸建て住宅を中心とした住宅都市という特性は、近年より強化されている傾向にあります。また、生活の上での移動手段は、自動車交通が主流となっています。これらは、後期高齢者の増加に伴う地域社会のリスクともなっています。
- 第二京阪国道の整備により交通の利便性が向上したことから、星田北エリアのまちづくりなどの新市街地の整備が進み、人口の社会増や企業進出のほか、府民の森などにおいて観光客の増加がみられ、地域の活性化につながっています。
- 今後、第二京阪道路に接続する阪神高速淀川左岸線延伸部や新名神高速道路の整備が進むことにより、沿道都市の利便性が大きく高まることから、さらなる地域活性化への追い風となることが期待されます。



II. 将来に向けての課題

- 本市を取り巻く様々な環境変化を視野に入れ、まちの特性や立地の強みを生かした都市基盤整備をはじめ、住民・企業誘致や地域産業の活性化に向けた創意工夫のある取組みを進め、時代の変化に対応しながら、まち全体の活力と快適な暮らしの維持につなげていくことが必要です。
- 今後も後期高齢者の割合が増えていくことに伴い、暮らしの移動を支える交通手段がさらに重要となってくることが見込まれます。しかし、公共交通をめぐる事業経営環境は非常に厳しいことから、今後の市民の移動・交通手段のあり方を検討していく必要があります。

⑤ 持続可能な地域社会に向けて

- ◆ 「持続可能」という大きな潮流を視野に入れ、これまで大切にしてきた自然・生活環境や歴史・文化を次世代に引き継いでいくまちづくりが必要

I. 本市の現状

- 市域に占める森林面積が多く、大都市近郊の都市としては自然・生活環境に恵まれています。
- 市民意識調査では、環境（自然環境・生活環境）や、まちづくりにおける緑や自然に対する満足度と重要度がいずれも高い結果となっています。また、交野市への転入のきっかけとして「より良い住環境を求めて」が上位となっています。
- 本市水道は市内の深井戸からくみ上げた地下水を主な水源としており、その品質は国際的な評価を受けています。暮らしを支えるおいしい水がまちの魅力となっています。
- 古くからのまちなみが今も残っており、国宝や国指定重要文化財をはじめとして多くの歴史的資源に恵まれています。
- 国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」を目指す国際社会の目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す動きが大きな潮流となっており、本市も同じ理念を掲げて取組みを進めています。
- 地球温暖化対策として、世界的に脱炭素社会を目指す中、本市も環境マネジメントシステムの推進や啓発事業に取り組んでいます。



II. 将来に向けての課題

- 本市の魅力である自然環境や生活環境、歴史や文化などの資源を、今後も大切に維持・保全し、次世代に引き継いでいくことが必要です。
- 世界規模で進められている「SDGs」や「2050年カーボンニュートラル」の取組みは、本市が目指す地域社会の方向性にも合致するため、行政をはじめ市民や事業者など、地域社会の構成メンバーが、同じ理念や目標を共有しながら、連携・協力のもと取り組んでいく必要があります。

⑥ 将来にわたり安定した行政運営

- ◆ 多様な行政ニーズへの対応や地域課題の解決のため、地域活動や市民活動の活性化とともに、公民連携や広域連携など多様な連携・協力関係を構築していくことが必要
- ◆ 将来にわたり、地域社会の変化や課題に柔軟に対応していくことができる、効率的・効果的な行政運営が必要

I. 本市の現状

- 第4次総合計画「みんなの“かたの”基本構想」に基づき、市民と共に行政運営が進められた結果、「“かたのサイズ”を目指す像」の多くの項目で住民満足度の高まりがみられました。行政だけでなく、市民や地域、事業者など“みんな”の力が作用していると考えられます。
- これまで地域活動や市民活動を担っていた方の高齢化が進み、これまで通りの取組みでは、協働によるまちづくりを進めることが難しくなっています。
- 複雑・多様化する行政ニーズや地域課題に対し、行政のみで対応していくことが難しくなっている一方で、ソーシャルビジネスによる地域課題の解決などの新しい動きがみられます。また、新たな協働の手法として、公民連携や広域連携など多様な連携・協力関係が広がっています。
- 本市特有の課題である土地開発公社の負債は着実に減少していますが、今後も公共施設の老朽化対策などで多くの費用が必要となることから、依然として厳しい財政状況です。
- 本市は良好な住宅都市として発展してきた一方、税収や雇用につながる事業者が少ないことが、財政基盤の弱さにつながっています。
- ICTの普及・発展に伴い、市民の日常生活も変化しています。本市もICTを活用した行政運営に取り組んでいますが、書類を用いた手続きなどが多く残っています。



II. 将来に向けての課題

- 多様な行政ニーズへの対応や地域課題の解決のため、地域活動や市民活動の活性化とあわせて、公民連携や広域連携など多様な連携・協力関係を構築していく必要があります。
- 本格的な少子高齢化・人口減少局面へと突入しており、これまでどおりの暮らしや行政サービスの質を維持することが困難となることも想定され、市民満足度の追求以外の視点や、中長期的な行政運営の進捗管理手法を検討していくことが必要です。
- 負債の残高や将来負担比率など財政状況を示す各種指標は一定の改善をしてきましたが、今後も行政が持つ様々な資源を生かしながら、効率的・効果的な行政運営を継続する必要があります。
- 財政的には、今後も高齢化等による福祉サービスの増加、公共施設の老朽化対策、都市インフラの維持・適正化のための負担の増加が予測されることから、より一層の歳入確保を図るため、地域企業の活性化、新たな産業の誘致など、雇用・税収の安定的な確保に取り組むことが必要です。
- 社会の変化を捉え、行政運営においてもDXを推進し、市民生活の質の向上や、効果的・効率的な行政運営につなげていくことが必要です。

2 基本構想

第5次交野市総合計画では、交野市基本構想条例に規定される本市の理念や将来のありたい姿について、市民ワークショップで検討してきた内容や、市民意識調査などのアンケート結果を踏まえ、市民や地域・事業者・行政など、地域社会やまちづくりに関わる“みんな”に共通する思いを表現するものとして、次のとおり「まちの将来像」と「まちづくりの目標」を掲げます。

基本構想における“みんな”とは・・・

- 基本構想では、市民や地域・事業者・行政など、地域社会やまちづくりに関わるすべての人々のことを、“みんな”という言葉で表現しています。

(7) まちの将来像

懐かしさと新しさが交わる

みんなのこころが ^{なご}和むまち かたの

(主旨)

古くからの伝統文化と緑あふれる自然環境に恵まれ、素朴でゆったりとした風土が育まれてきた本市は、市民憲章に「和（自然と・文化と・人と）」を掲げ、自然との調和を図りながら都市基盤整備を進めることにより、安らぎのある雰囲気はそのままに、新しい出会いや可能性が感じられるまちとして発展してきました。

まちが成熟するとともに人口が減少局面に入り、少子高齢化、災害や感染症、社会インフラの老朽化などのリスクにより、これまで当たり前であった暮らしの安心・安全を維持していくことが難しい時代に入っています。

このような背景から、本市がこれまで大切にしてきた、人と自然、古さと新しさ、多様な考え方が交わり、調和し、認め合う価値観を強みとして、急速に変化していく社会にしなやかに、かつ大胆に対応しながら、みんなが穏やかな暮らしを営み続けることができる“こころのふるさと”としてあり続ける姿を表現しています。

(全体イメージ)

まちの将来像

懐かしさと新しさが交わる
みんなのところが ^{なご}和むまち かたの

まちづくりの目標

- 1 みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち
- 2 みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち
- 3 みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち
- 4 みんながつどい交流し、活力が生まれるまち
- 5 みんなで自然や文化を慈しみ、次世代に引き継いでいくまち

基本姿勢

- 多様な主体との協働
- 持続可能な行政運営

(8) まちづくりの目標と基本姿勢

① まちづくりの目標

1. みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち

- 未来を担う子どもたちが、家庭や学校をはじめ、地域を含めた多様な人たちと関わり合う環境の中で、豊かで思いやりの心が育まれ、主体的にのびのびと学んでいくまちを目指します。
- 自然・生活環境や、充実した教育・子育て支援の取組みなど、これまで培ってきたまちの魅力を磨き、地域全体で子ども・子育てを支えていくことで、若い世代にここで子育てをしたいと感じてもらえるまちを目指します。

■ 将来に向けての課題（再掲）

- ◆ 今後も現役世代と子どもの人口規模を保ち続けていくため、まちの強みや魅力に磨きをかけ、多くの人々が住みたい・住み続けたいと愛着を持ち、誇りを感じるまちづくりが必要
 - 人口構造や社会経済情勢の変化に対応し、市民生活への影響を軽減するためには、あらゆる行政分野において中長期的な変化を見据えた対応を進めていくだけでなく、安定的な人口総数やバランスの取れた年齢構成を目指した取組みを進めることで、地域社会を継続的なものにしていくことが重要です。
 - 移住・定住による若い世代の定着を継続的なものとするため、本市の自然や風土、住環境などの強みを生かし、子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできる環境に磨きをかけ、市内外の多くの人々が住みたい・住み続けたいと愛着を持ち、誇りを感じることができるまちづくりを進めることが必要です。
 - 子育て世代の移住・定住の促進を図るため、まちの魅力を市内外に向けて発信し、地域のブランド力を作り高めていくことが必要です。

■ 市民ワークショップにおける「目指すまちの姿」

- 子どもが自ら学びたいと思えるまち
- のびのび育てられるまち
- 欲しいときに欲しい分だけ支援を受けられるまち

2. みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち

- みんなが地域社会で活躍し、お互いに支え合うことで、住み慣れた地域において、心も身体も健やかで充実した暮らしが実現できるまちを目指します。
- みんなが年齢や性別、障がいの有無や国籍などにかかわらず、それぞれの価値観や生き方を尊重し、お互いに認め合い、共に笑顔で平和に暮らすことができるまちを目指します。

■ 将来に向けての課題（再掲）

◆ 年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、地域社会のみんなが力を発揮し、互いに支え合うことで、住み慣れた地域で健やかに暮らし続けることができるまちづくりが必要

- これまで本市のまちづくりを支えてきた高齢者が、今後も住み慣れた地域で健やかに暮らせるよう、健康寿命の延伸を支えていく環境を整えるとともに、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいくことが必要です。
- 多様な知識や経験を持つ高齢者が、地域社会の中で活躍できる環境を整えるとともに、年齢を重ねても安心して生活できるよう、外出が困難な方に対する外出支援や、孤独・孤立対策の推進、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりなどに取り組んでいくことが必要です。
- 多世代が交流し、心身ともに健康で充実した暮らしが実現できるよう、スポーツ活動や文化活動などの生涯学習の充実に取り組んでいくことが必要です。
- 地域社会の構成メンバーは、年齢や性別、障がいの有無、国籍、家族構成など様々であり、多様な考えのもと暮らしています。外国人労働者や障がい者の社会参加、多様な性の尊重など、今後も一層、お互いのつながりや寛容さが大切になることから、地域全体で多様性を認め合う共生社会を築いていくことが必要です。
- 世界には、未だ暴力を用いて紛争を解決しようとする動きがみられます。市民憲章にある「和」の心を大切に、平和と人権の思いを次世代に引き継いでいくことが必要です。

■ 市民ワークショップにおける「目指すまちの姿」

- 笑顔が交わせるまち
- つくるまちづくりから育てるまちづくりへ
- 誰もが情報に困らないまち

3. みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち

- 自然災害などの様々なリスクに対し、みんながそれぞれの立場で備えを進め、連携と協力により、被害を最小限に止めることができるまちを目指します。
- みんなで、地域におけるつながりや助け合いの大切さを確認し、時代の変化を踏まえた協働の仕組みを考え、いつまでも安心して日常生活を送ることができるまちを目指します。

■ 将来に向けての課題（再掲）

◆ 自然災害などの様々なリスクに対し、市民・地域・事業者・行政の役割分担と連携・協力のもと、被害を最小限に止めることができるまちづくりが必要

- ・ 自然災害などのリスクに対し、市民・地域・事業者・行政などが、互いの役割分担と連携・協力のもと、被害を防止・軽減することができるまちづくりに取り組むことが必要です。
- ・ 市民の高齢化と現役世代・子どもの減少に伴い、地域コミュニティや市民活動に携わる人口が減少し、交流の機会が減っていくことで、地域における自治機能の低下や共助の弱体化が懸念されます。地域においても親睦・交流の機会を増やす取り組みを進めていますが、地域社会における人と人とのつながりは、安全・安心な暮らしの基盤となることから、地域のつながりを再確認し、社会潮流や人口構造の変化を踏まえた地域社会やコミュニティのあり方を検討していくことが必要です。

■ 市民ワークショップにおける「目指すまちの姿」

- ・ みんなが気軽に話せてコミュニケーションがとれるまち
- ・ みんなが寄り添い、優しく、穏やかに見守り合っているまち
- ・ 里山を身近に感じ、交通アクセスが良く、いつまでも住みたいと思えるまち

4. みんながつどい交流し、活力が生まれるまち

- まちの強みを生かし、みんなの交流や活動が促されるまちづくりを進めることで、将来にわたって地域の活力が生み出されるまちを目指します。
- 快適な暮らしを支える生活インフラを、時代の変化に合わせて整えるとともに、適切に維持し、みんなが住み続けたいと思えるまちを目指します。

■ 将来に向けての課題（再掲）

◆ 地域の強みを生かし、市民や事業者などの活躍が促進される都市基盤整備により、将来にわたって地域の活力や快適な暮らしが維持されるまちづくりが必要

- 本市を取り巻く様々な環境変化を視野に入れ、まちの特性や立地の強みを生かした都市基盤整備をはじめ、住民・企業誘致や地域産業の活性化に向けた創意工夫のある取組みを進め、時代の変化に対応しながら、まち全体の活力と快適な暮らしの維持につなげていくことが必要です。
- 今後も後期高齢者の割合が増えていくことに伴い、暮らしの移動を支える交通手段がさらに重要となってくることが見込まれます。しかし、公共交通をめぐる事業経営環境は非常に厳しいことから、今後の市民の移動・交通手段のあり方を検討していく必要があります。

■ 市民ワークショップにおける「目指すまちの姿」

- フラッと寄りたいまち
- 自然を体験できるまち
- 心の風景があるまち

5. みんなで自然や文化を慈しみ、次世代に引き継いでいくまち

- 受け継いできた自然・生活環境や、歴史・文化を、これからもみんなで守り、暮らしに生かしていくことで、次世代に引き継いでいくことができるまちを目指します。
- 持続可能な社会の実現に向けて、みんなで目標を共有し、環境負荷の少ない暮らしや活動を進め、未来へとつながるまちを目指します。

■ 将来に向けての課題（再掲）

◆ 「持続可能」という大きな潮流を視野に入れ、これまで大切にしてきた自然・生活環境や歴史・文化を次世代に引き継いでいくまちづくりが必要

- 本市の魅力である自然環境や生活環境、歴史や文化などの資源を、今後も大切に維持・保全し、次世代に引き継いでいくことが必要です。
- 世界規模で進められている「SDGs」や「2050年カーボンニュートラル」の取組みは、本市が目指す地域社会の方向性にも合致するため、行政をはじめ市民や事業者など、地域社会の構成メンバーが、同じ理念や目標を共有しながら、連携・協力のもと取り組んでいく必要があります。

■ 市民ワークショップにおける「目指すまちの姿」

- あらゆる人がいきいきと活動できるまち
- 市と市民が思いを共有できるまち
- 環境を活かすまち

② 基本姿勢

多様な主体との協働

- 少子高齢化と人口減少が進み、地域課題や行政ニーズが複雑・多様化する中、行政の力だけで基本構想に掲げるまちの将来像やまちづくりの目標を実現できるものではありません。市民や地域・団体・事業者・行政など、まちづくりに関わるすべての人々が、様々な分野において、お互いの立場を理解し、それぞれの強みを生かしながら、連携・協力することが大切です。
- まちづくりに関わるすべての人々が、それぞれの分野で活躍できる環境を整えるとともに、まちづくりにおける連携や参画のための仕組みを整えるなど、地域の多様な力を生かしたまちづくりに取り組みます。

持続可能な行政運営

- 行政は、財政運営の見通しが厳しい状況にあっても、複雑・多様化する行政課題に対応しながら、将来にわたって必要な行政サービスを、安定的に提供しなければなりません。
- 今後の社会変化にも対応できるよう、市役所が持つ財源や人材、施設などの資源を、最適かつ効果的に活用し、将来にわたって行政サービスを提供し続けることができる行政運営に取り組みます。
- 進化するICT（情報通信技術）を積極的に活用し、住民目線に立った行政サービスの利便性向上と、行政事務の効率化を図るため、全庁的にDXを推進します。

■ 将来に向けての課題（再掲）

- ◆ 多様な行政ニーズへの対応や地域課題の解決のため、地域活動や市民活動の活性化とともに、公民連携や広域連携など多様な連携・協力関係を構築していくことが必要
- ◆ 将来にわたり、地域社会の変化や課題に柔軟に対応していくことができる、効率的・効果的な行政運営が必要
 - 多様な行政ニーズへの対応や地域課題の解決のため、地域活動や市民活動の活性化とあわせて、公民連携や広域連携など多様な連携・協力関係を構築していく必要があります。
 - 本格的な少子高齢化・人口減少局面へと突入しており、これまでどおりの暮らしや行政サービスの質を維持することが困難となることも想定され、市民満足度の追求以外の視点や、中長期的な行政運営の進捗管理手法を検討していくことが必要です。
 - 負債の残高や将来負担比率など財政状況を示す各種指標は一定の改善をしてきましたが、今後も行政が持つ様々な資源を生かしながら、効率的・効果的な行政運営を継続する必要があります。
 - 財政的には、今後も高齢化等による福祉サービスの増加、公共施設の老朽化対策、都市インフラの維持・適正化のための負担の増加が予測されることから、より一層の歳入確保を図るため、地域企業の活性化、新たな産業の誘致など、雇用・税収の安定的な確保に取り組むことが必要です。
 - 社会の変化を捉え、行政運営においてもDXを推進し、市民生活の質の向上や、効率的・効果的な行政運営につなげていくことが必要です。

基本構想における“協働”とは・・・

◎協働について…

市民や地域・団体・事業者・行政など、まちづくりに関わるすべての人々（＝みんな）が、それぞれの立場を理解し、互いの強み（特性や能力）を生かして「まちづくりの目標」に向かって力を合わせることを、“協働”と表現しています。

◎協働の背景…

少子高齢化と人口減少が進み、地域課題や行政ニーズが複雑・多様化する中、限られた財源のもと運営される行政の力だけでは、きめ細やかな市民サービスを提供し続けることが難しくなっています。

頻発する自然災害への対応、超高齢社会における暮らしの安全・安心の確保、SDGsやカーボンゼロシティに向けた取り組みなど、多くの分野において、地域社会における連携・協力や助け合いの重要性が一層高まっています。

◎“みんな”に期待される役割…

基本構想に掲げる5つの「まちづくりの目標」の実現には、市民や地域・団体・事業者・行政が、それぞれの役割を担いながら、協働して取り組んでいくことが不可欠です。

| 区分 | 期待される主な役割 |
|--------|--|
| 市民 | 市政や地域コミュニティへの理解・協力、市政や地域・市民活動などへの積極的な参加、自分と身の回りの人々との支え合い |
| 地域 | 市政への理解・協力、地域コミュニティの醸成、各種地域活動の実施、地域課題の解決に向けた取り組み、地域内における支え合い |
| 団体・事業者 | 市政や地域コミュニティへの理解・協力、専門的なノウハウを生かした社会貢献活動、地域課題の解決に向けた取り組み、公益的サービスの提供 |
| 行政 | 各種活動の仕組み・組織づくりの支援、協働意識の醸成、市政情報の提供、市民参画機会の整備、各種活動・交流の機会提供、事業者や他行政機関との連携、地域社会やコミュニティのあり方検討 |

(9) 将来都市構造

人口減少社会において、多くの自治体が都市として一定成熟する中で持続可能な地域社会や都市のあり方を考えると、暮らしを支える都市機能の充実・補強を軸に、その他の機能については必要に応じて周辺都市と連携・補完し合うことが必要となります。

本市は、大阪都心部への通勤圏にありつつ、豊かな自然に恵まれたコンパクトな都市です。加えて、枚方市や寝屋川市など商業・文化等の様々な都市機能やレクリエーション機能を有する都市と連続してつながっており、広域的な生活圏を形成していることも大きな特徴です。

「まちの将来像」と「まちづくりの目標」の実現には、これらの地域の個性と魅力を向上させ、都市全体の活力を高めていくことが必要です。

これらの考えのもと、市内や隣接する都市を結ぶ動線を「軸」、本市での暮らしを支える様々な機能が集積している鉄道駅周辺を「拠点」、都市的土地利用や自然的な環境の保全や活用等を図る面的な広がりや「区域」とそれぞれ位置づけ、「まちの将来像」を踏まえた将来あるべき本市の姿として「将来都市構造」を示します。

[将来都市構造図]



① 軸

市内や隣接する都市を結ぶ動線を「軸」とします。

| 軸 | 概要 |
|-------|---|
| 生活交流軸 | 京阪交野線及び国道 168 号を、市民生活の移動や隣接市との連携の主軸となることから「生活交流軸」として位置づけます。拠点間の連携を図り、市民生活の移動を支えるとともに、隣接する枚方市との広域的な連携を図り、生活利便性を高めます。 |
| 広域交流軸 | JR 片町線、第二京阪道路を、広域的な交流・連携の主軸となることから「広域交流軸」として位置づけます。第二京阪沿道の都市づくりの推進、商業、業務機能の充実を図り、都市のにぎわい・活力創出に努めます。 |

② 拠点

鉄道駅周辺は、本市での暮らしを支える様々な機能が集積していることから、その特徴を考慮した「拠点」として位置づけます。

| 拠点 | 概要 |
|--------------|--|
| 交野市駅周辺 | 交通結節点（鉄道・バス等）としての役割のほか、市役所や商業・業務施設が立地する本市の中心的な役割を担っていることから、本市を牽引する拠点とします。 |
| 河内磐船駅・河内森駅周辺 | 交通結節点（鉄道・バス等）としての役割のほか、公共施設（ゆうゆうセンター）や商業施設等が立地する生活の中心としての役割を担っていることから、暮らしの利便性を支える拠点とします。 |
| 星田駅周辺 | 交通結節点（鉄道・バス等）としての役割のほか、商業施設や医療施設等が立地する新市街地が形成されることから、新たな暮らしの利便性を支える拠点とします。 |
| 私市駅周辺 | 本市の観光スポット（府民の森等）を訪れる際の玄関口となることから、観光・レクリエーション機能を重視した拠点とします。 |
| 郡津駅周辺 | 地域医療の中核病院が立地し、駅前には市民の憩いの場（松塚公園）や国際的な文化交流の場が設けられていることから生活の拠点とします。 |

③ 区域

都市的土地利用や自然的な環境の保全や活用等を図る面的な広がりをも「区域」とします。

| 区域 | 概要 |
|-------|---|
| 自然区域 | 市域の約半分を占める山地部は、自然区域として位置づけます。山地部の緑は、保水や砂防、大気浄化などの機能を有し、市民の生活を守るとともに、豊かな緑の自然景観を形成していることから、災害防止の施策を講じながら、市民のやすらぎの空間、市民の心のふるさととして維持・保全を図ります。 |
| 田園区域 | 平地部における市街化調整区域は、田園区域として位置づけます。基本的には無秩序な土地利用を抑制し、営農環境の保全や土地所有者の意向を踏まえた活用を図ります。第二京阪道路沿道の地域においては、広域的な交通利便性を生かし、周辺の住環境に配慮した土地利用を図ります。 |
| 市街地区域 | 自然区域、田園区域以外の市街地を市街地区域として位置づけます。市街地区域では、安全で快適な住環境の維持・増進に努めつつ、旧集落においては、歴史的なまちなみを残し、景観を保全しながら地域にふさわしいまちづくりを検討します。工業地については良好な操業環境の確保、近隣の住環境との調和を図ります。 |

3 資料編

(1) 用語解説

| | 用語 | 説明 | 頁 |
|-------------|-----------------|--|------------------|
| 英 数 字 | AI | Artificial Intelligence（人工知能）の略語で、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと。 | 10 |
| | DX | Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略語で、ICT（情報通信技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。 | 10,21,29 |
| | GDP | 国内総生産のことで、一定期間内に国内で新たに生み出されたモノやサービスの付加価値のこと。 | 9 |
| | ICT | Information and Communication Technology（情報通信技術）の略語で、情報・通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。 | 10,21,29 |
| | IoT | Internet of Things（モノのインターネット）の略語で、モノがインターネット経由で通信すること。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すことが期待されている。 | 10 |
| | LGBTQ+ | Lesbian（レズビアン；女性の同性愛者）、Gay（ゲイ；男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル；両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー；心の性と身体の性が一致せず、身体の性に違和感を持つ人）、Questioning（クエスチョニング；自分の性別や恋愛対象となる性別を決めていない人、分からない人）の頭文字をとった言葉で、その他の性的マイノリティを含めて表した言葉。 | 11 |
| | PDCA | 計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を繰り返し行うことで、継続的に見直しや改善をしていくための手法。 | 5 |
| | SDGs（持続可能な開発目標） | Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略語で、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。 | 11,20,28,30 |
| | Society5.0 | サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。 | 10 |
| あ | イノベーション | 新製品開発や新資源発見など、旧来のものに代わって新規のものが登場すること、革新されること。 | |
| | インフラ | Infrastructure（社会基盤施設）の略語で、社会的経済基盤と社会的生産基盤を形成するもののこと。道路、橋りょう、上水道、下水道などが含まれる。 | 4,10,21,22,27,29 |
| | 温室効果ガス | 地球を取り巻く大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのことを温室効果といい、温室効果ガスとは、大気中に拡散された温室効果をもたらすガスのこと。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素と定められている。 | 11 |

| | 用語 | 説明 | 頁 |
|---------------------|---|--|----------------------|
| か | カーボンニュートラル | 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。 | 11,20,28 |
| | 環境マネジメントシステム | EMS(Environmental Management System)ともいわれ、全体的なマネジメントシステムの一部で、環境方針を作成し、実施し、達成し、みなおしかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むもの。 | 20 |
| | 共助 | 地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。 | 10,11,18,26 |
| | 共生社会 | 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。 | 17,25 |
| | 協働 | 共通の目的を達成するために、NPO、ボランティア・住民団体などと行政がお互いの特性を認識・尊重し合い、対等な立場で、共通する領域の課題の解決に向けて協力・協調する関係のこと。 | 11,21,23 26,29,30 |
| | 健康寿命 | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。(本計画においては、要介護2以上になるまでの期間を指す。) | 17,25 |
| | 広域連携 | 住民生活の機能確保や、持続可能なまちづくりなどのため、市町村が行う他の地方公共団体との自主的な連携のこと。 | 21,29 |
| | 後期高齢者 | 75歳以上の人のこと。(65歳から74歳までの高齢者を、前期高齢者という。) | 13,16,17,19,27 |
| | 合計特殊出生率 | 「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。 | 9 |
| | 公助 | 市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助のこと。 | 10 |
| | 公民連携 | 行政や地域が抱える社会課題の解決、市民サービスの向上のために、「公」と「民」がお互いの強みを提供し合い、win-winとなる関係を築く、市民にとってもメリットのある連携のこと。 | 21,29 |
| | 高齢化率 | 総人口に占める65歳以上の人口の割合。 | 8,12,13 |
| | 国土強靱化 | 地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す取組みのこと。 | 10 |
| 国立社会保障・人口問題研究所(社人研) | 厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。 | 9,12 | |
| さ | 再生可能エネルギー | 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱やバイオマスなど、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの。 | 11 |
| | 砂防 | 土砂災害を防止する手段の一つ。 | 33 |
| | 市街化調整区域 | 都市の健全な発展と計画的なまちづくりを図るため、市街化を抑制する区域として定められるもの。開発行為は一定のものを除いて許可されない。 | 33 |
| | 自助 | 自分でできることは自分で行うこと。家族同士での助け合いを含む。 | 10 |
| | 住宅都市 | 独自の産業基盤をもたず、大都市の近郊にあって大都市への通勤者の居住地となっている都市。 | 8,19,21 |
| | 循環型社会 | ごみを減らすことやごみとしない資源化すること、ごみを適正に処分することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。 | 11 |
| | 生涯学習 | 文化、スポーツ、ボランティアの活動など、人々が生涯に行うあらゆる学習のこと。 | 17,25 |

| | 用語 | 説明 | 頁 |
|---|--------------|---|----------------|
| | 生産年齢人口 | 人口統計で、生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口のこと。 | 10,12,13,14,16 |
| | 生物多様性 | 生物が様々な環境に適応して進化していく中で育まれた、豊かな個性とつながりのこと。 | 11 |
| | ソーシャルビジネス | 貧困や環境問題などの社会課題の解決を目指して行うビジネスのこと。 | 21 |
| た | 脱炭素社会 | 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることができている社会のこと。 | 11,20 |
| | 多文化共生 | 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。 | 11 |
| | 多様な性 | 誰もが男女いずれかに分かれ、異性を愛することが「当たり前」のように認識されてきたが、性の要素の組み合わせに「決まり」はなく、この組み合わせは多様であることを指す。LGBTQ+も参照。 | 11,17,25 |
| | 地域共生社会 | 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。 | 17 |
| | 地域コミュニティ | 地域住民が生活している場所で、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。 | 18,26,30 |
| | 地域包括ケアシステム | 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。 | 17,25 |
| | 地球温暖化 | 産業化社会における石油・石炭の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。 | 11,20 |
| | 超高齢社会 | 65歳以上の人が総人口に占める割合のことを「高齢化率」といい、一般的に「高齢化率」が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。 | 8,30 |
| | 定住 | 一定の場所に住居を決めて生活を営むこと。 | 14,15,16,24 |
| な | 南海トラフ(巨大地震) | 西日本の太平洋側に長く延びた海溝で、静岡県から四国を越えて宮崎県沖に達している南海トラフを震源とする地震。 | 10 |
| | 認定こども園 | 教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ、都道府県などの認定を受けた施設のこと。 | 16 |
| | 年少人口 | 人口統計で、15歳未満の人口のこと。 | 12,13,14,16 |
| は | 放課後児童会 | 小学校に就学している子どもで、その保護者が労働等により家庭にいない場合に、授業終了後に児童厚生施設等を利用して遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る活動のこと。 | 16 |
| や | ユニバーサルデザイン | 年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。 | 17,25 |
| ら | リーマンショック | 2008年に米国の投資銀行大手リーマン・ブラザーズが倒産したことを契機として発生した世界的な金融・経済危機のこと。 | 9 |
| | 老年人口 | 人口統計で、65歳以上の人口のこと。 | 13,16 |
| わ | ワーク・ライフ・バランス | 日本語で「仕事と家庭生活の調和」と訳され、やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させる考え方のこと。 | 9,11 |

(2) 交野市基本構想条例

平成22年11月30日

条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、交野市（以下「市」という。）が、市に関わるあらゆる事業又は活動の企画立案、実行及び評価の基本的な指針とする構想（以下「基本構想」という。）を策定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に住み、学び又は働く人及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。

(基本構想の構成等)

第3条 基本構想は、市民憲章を尊重し、市民等が共に担い合って自治を営むために必要な次に掲げるものによって構成する。

- (1) 基本的な理念や考え方
 - (2) 基本的な市のありたい姿及び方向性
 - (3) 基本的な仕組み
 - (4) その他基本的な事項
- 2 基本構想を定めるときは、議会の議決を経なければならない。
- 3 基本構想の期間については、基本構想において定めるものとする。

(市民等の関わり)

第4条 市は、基本構想の策定又は見直しを行うときは、十分な期間を持って、多様な手法や機会により市民等がその作業に関わることができるよう努めるとともに、作業内容についての情報を公開するものとする。

(審議会)

第5条 基本構想の策定及び見直し並びに進捗を調査及び審議する機関として、交野市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会の設置に必要な事項は、別に条例で定める。

(意見の反映)

第6条 市は、基本構想を案の段階で公開し、市民等の意見を収集して、その提出された意見の反映に努めなければならない。

(期間満了前の見直し)

第7条 市長は、基本構想を期間満了前に見直そうとするときは、相当の理由を付して審議会及び議会と協議を行った上でなければ、その作業に着手してはならない。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 第5次総合計画基本構想 策定方針

1. 策定の趣旨

本市では、交野市基本構想条例に基づき、「市に関わるあらゆる事業又は活動の企画立案、実行及び評価の基本的な指針とする構想」を策定し、まちづくりを進めています。

平成23年度からスタートした第4次交野市総合計画基本構想「みんなの“かたの”基本構想」では、「あじわい・なりわい・にぎわい “みん活”でわいわいと “かたのサイズ”なまち暮らし」を基本理念とし、11の暮らしの夢の実現を目指して取り組んでいるところです。

現行計画の策定から10年が経過する中、少子高齢化や人口減少による影響、大規模災害や感染症への対策、情報通信技術の急速な進歩など、社会の変化が加速化し、行政が対応すべき課題は複雑化しています。

また、市制施行から50年を迎える一方、同時に建設された公共施設やインフラの老朽化は進行しており、限られた行政資源を効率的・効果的に活用しながら、これらの変化に対応しつつ、持続的な行政運営を図っていく必要があります。

こうした社会環境の変化を踏まえ、市民や事業者、行政などまちづくりの主体が、改めて目指すべきまちの将来像を共有し、それぞれの強みを生かし協力しながら地域社会の活力を維持していくため、中長期的な新たなまちづくりの指針として「第5次交野市総合計画基本構想（以下、次期計画という。）」を策定します。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「第2期交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和4年度をもって計画期間が終了することを受け、「第3期交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については次期計画に内包又は連動させる形式とし、両計画を一体的に策定するものとします。

2. 策定にあたっての考え方

次期計画の策定にあたっては、以下の考え方を踏まえて検討を進めます。

(1) 地域社会の現状把握と、将来予測に基づく議論

この10年の少子高齢化・人口減少などの変化を踏まえ、現状と課題の整理を進めるとともに、人口ビジョンなどの将来推計を活用し、まちの将来像を議論します。

(2) 新たな課題への対応

大規模災害や感染症対策、公共施設やインフラの老朽化対策など、近年取組みの優先順位が高まっている課題やテーマ、また、SDGs や行政 DX の推進など、分野横断的な重要政策に柔軟に対応できる計画とします。

【新たな課題やテーマ】

- ✓ 相次ぐ自然災害の発生
- ✓ 新型コロナウイルスなどの感染症対策
- ✓ 公共施設・インフラの老朽化と再配置
- ✓ SDGs の推進
- ✓ 情報通信技術の進歩と行政 DX の推進
- ✓ まちの活力維持のための移住・定住促進、シティプロモーション

(3) 実効性のある進行管理の仕組み

限られた行政資源を有効に活用し、持続的に行政運営を推進させるための仕組みを取り入れます。

- ① 基本構想における理念や方向性を実現するため、基本計画において分かりやすい施策体系を構築する。
- ② 実効性のある進行管理を行うため、施策体系と個別事業との繋がりを整理するとともに、予算管理や財政見通しとの整合を図り、適切な行政評価の仕組みを導入する。
- ③ 都市計画マスタープランなど、個別行政計画との関係を整理する。
- ④ 将来に渡る社会経済環境の変化にも柔軟に対応できる計画とする。

(4) 多様な主体の参画と協働

市民や事業者など、様々なまちづくりを支える主体の声を取り入れるとともに、有識者や市民、団体などから構成される審議会において議論を重ねるなど、時代に即した市民参画・市民協働のあり方を踏まえた計画とします。また、誰にとっても分かりやすく、皆に活用される計画とします。

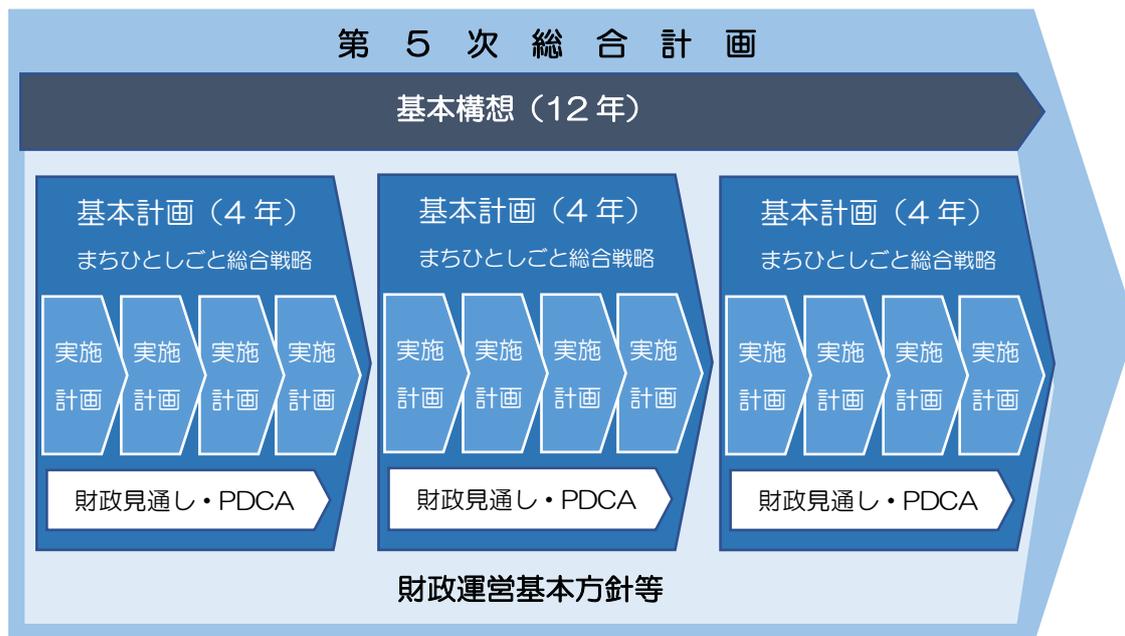
3. 基本的な構成

次期計画は、市の最上位計画として機能することが求められ、条例に規定される「基本構想の構成等」を踏まえつつ、①基本構想、②基本計画、③実施計画からなる三層構造とします。

基本計画の期間は4年とし、基本構想が示すまちの将来像に向けて、達成状況の確認などの進行管理を行います。

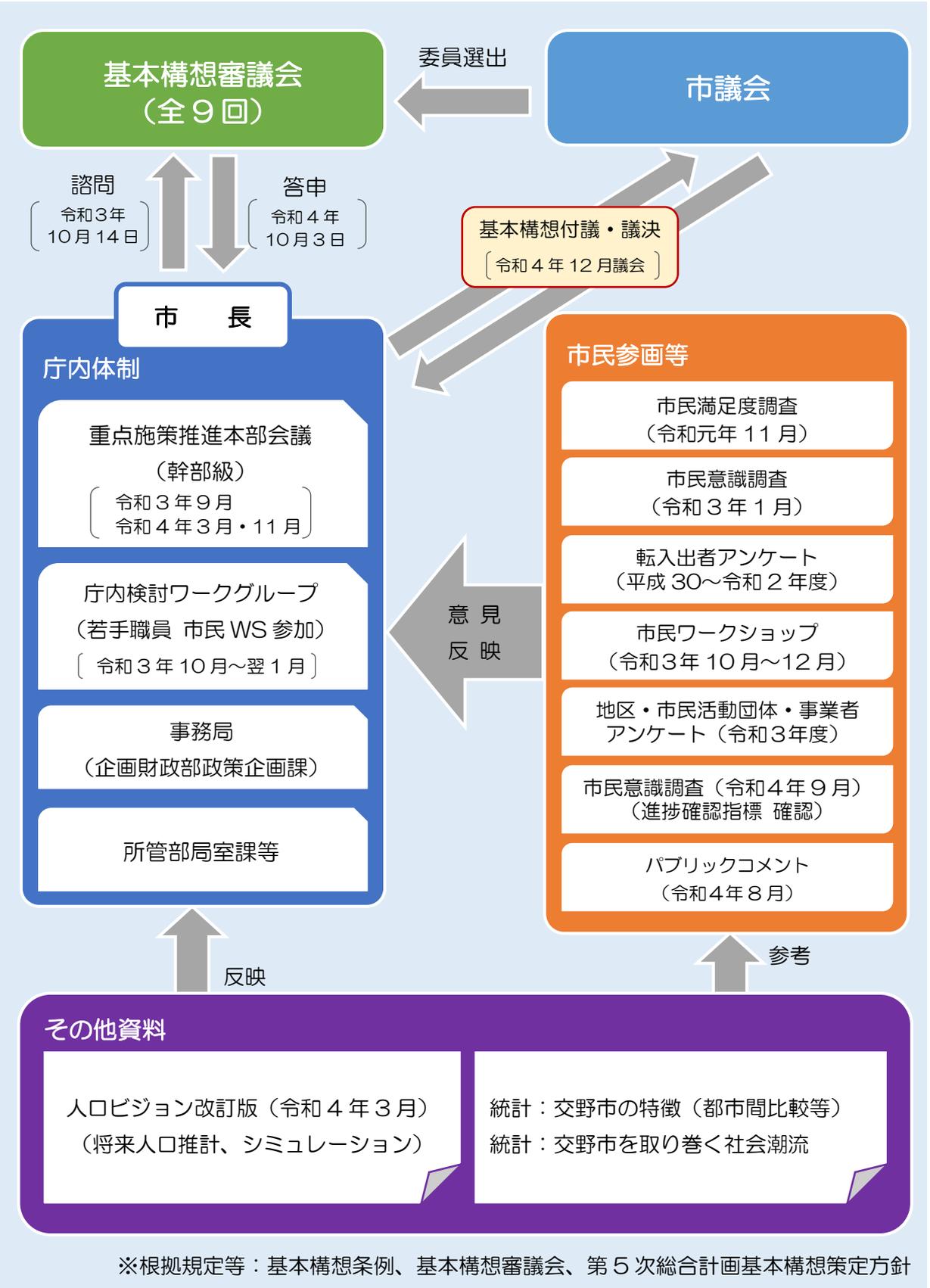
| 構成 | 内容 | 期間 | 議決 | 審議会 |
|------|---|-----|----|-----|
| 基本構想 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ まちの将来像及び総合計画の全体像を示す。 ➤ 基本的な理念や考え方、市のありたい姿及び方向性、計画の仕組みから構成。 | 12年 | 要 | 要 |
| 基本計画 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本構想の理念を実現するための政策・施策の方向性と体系、目標を示す。 ➤ 基本計画の中に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」部分を位置づける。 | 4年 | - | 要 |
| 実施計画 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本計画と整合した具体的事業及び予算を示す。 ➤ 市が毎年度、予算編成とともに作成。 | 1年 | - | - |

(総合計画全体像イメージ)



(4) 策定体制と経過

① 全体イメージ



② スケジュール

| | 事務局（庁内組織） | 基本構想審議会 | 市民参画・その他 | |
|-------------------|--------------------|------------------|------------|---------------------------|
| 令和2年度 | 交野市基本構想審議会条例改正（3月） | | 市民意識調査(1月) | |
| 令和3年度 (2021年度) | 4月 | | | |
| | 5月 | | | |
| | 6月 | | | |
| | 7月 | | 都市力分析セミナー | |
| | 8月 | 策定方針の決定 | | |
| | 9月 | 重点施策推進本部会議 | | |
| | 10月 | 若手職員の市民ワークショップ参加 | 第1回審議会（諮問） | 市民ワークショップ(第1回・第2回) |
| | 11月 | | | 市民ワークショップ(第3回) 地区アンケート |
| | 12月 | 基本構想素案の調整 | 第2回審議会 | 市民ワークショップ(第4回・第5回) |
| | 1月 | ↓ | | |
| | 2月 | ↓ | 第3回審議会 | 事業者アンケート |
| | 3月 | 重点施策推進本部会議 | 第4回審議会 | 市民活動団体アンケート |
| 令和4年度 (2022年度) | 4月 | 基本計画素案の調整 | | |
| | 5月 | | 第5回審議会 | |
| | 6月 | | 第6回審議会 | |
| | 7月 | ↓ | 第7回・第8回審議会 | |
| | 8月 | | | パブリックコメント(8/4~9/2) |
| | 9月 | 最終調整等 | 第9回審議会 | 市民意識調査 |
| | 10月 | ↓ | 答申（10/3） | |
| | 11月 | 重点施策推進本部会議 | | |
| | 12月 | 基本構想議決（12月議会） | | |
| | 1月 | 第1期基本計画策定 | | |
| | 2月 | | | |
| | 3月 | | | |

(5) 市民参画の取組み

① 市民アンケート調査

市民の意識やくらしの実情、課題を把握するとともに、転入者・転出者の移動実態などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

| 取組み | 実施期間 | 対象 | 調査内容 | 有効回答 |
|------------------|------------------------------------|-----------------------------------|---|----------------------------|
| 令和元年度 市民満足度調査 | 令和元年 10/31～11/15 | 市内在住の 18歳以上の 市民 (2,000人) | ▶第4次総合計画基本構想「かたの サイズ」をめざす像」についての関 心度・満足度 ▶交野市まち・ひと・しごと創生総合 戦略に係る意見 等 | 586件 (29.3%) |
| 令和2年度 市民意識調査 | 令和2年 1/15～1/31 | 市内在住の 18歳以上の 市民 (2,000人) | ▶市政に係る意識調査 ・政策分野別満足度と重要度 ・人口減少対策、まちづくり ・地域コミュニティ ▶新型コロナウイルス感染症による生 活への影響 等 | 1,023件 (51.2%) |
| 令和4年度 市民意識調査 | 令和4年 9/12～9/26 | 市内在住の 18歳以上の 市民 (2,000人) | ▶市への愛着や定住意向 ▶第5次総合計画について ・「まちづくりの目標」に対する市 民の実感の程度 ・各政策分野の満足度、重要度 ▶交野のこれからのまちづくりへの意 見 等 | 732件 (36.6%) |
| 転入出者 アンケート | ①平成30年 ②平成31年 ③令和2年 各3～5月 | 転入出の 手続きのため に 来庁した市民 | ▶転入または転出前の居住地域 ▶転入または転出の理由 ▶転居先を選んだ理由 ▶交野市の評価・愛着 等 | (3回合計) 転入530件 転出993件 |

② 団体等アンケート調査

地域や事業者、市民活動団体の実情や課題を把握するため、アンケート調査を実施しました。

| 取組み | 実施期間 | 対象 | 調査内容 | 有効回答 |
|-----------------|--------------------|---------------------------------|--|-------|
| 地区 アンケート | 令和3年 11/4～11/18 | 市内23地区 (各地区長に 配布) | ▶今後の交野市の理想の姿 ▶地区で取り組めること ▶市に期待すること 等 | 20地区 |
| 事業者 アンケート | 令和4年 2/22～3/11 | 商業連合会・ 工業会の役員 | ▶今後の交野市の理想の姿 ▶事業者で取り組めること ▶社会変化に伴う課題 ▶市に期待すること 等 | 21事業者 |
| 市民活動団体 アンケート | 令和4年 3/7～3/20 | 市民活動ネット ワーク「わいわい ネット」登録団体 | ▶今後の交野市の理想の姿 ▶団体で取り組めること ▶市に期待すること 等 | 7団体 |

③ 市民ワークショップ

市内在住の方や通勤・通学をしている方など、交野に関わりのある方々とともに「交野市が目指すべきまちの将来像」を考えることを目的に開催しました。

■開催場所

交野市役所 別館3階 中会議室

■参加者

- ・交野市内在住または通学・通勤している18歳以上の方（HP・チラシ・広報等で募集）
- ・交野市役所の若手職員（庁内検討ワークグループ参加者）

■開催実績

| 回 | 日時 | 内容 | 参加者数 |
|---|--------------------------|--|------|
| 1 | 10月9日（土） 10:00～12:10 | ・交野の「良いところ」「残念なところ」を見つけましょう！ | 27人 |
| 2 | 10月30日（土） 10:00～12:00 | ・「良いところ」「残念なところ」から、交野がどんなまちになったら良いか考えましょう！ | 26人 |
| 3 | 11月20日（土） 10:00～12:00 | ・「目指すまちの姿」を整理しましょう！ | 24人 |
| 4 | 12月4日（土） 10:00～12:00 | ・「目指すまちの姿」の実現に向けて私（私達）ができることを考えましょう！ ・「目指すまちの姿」にどこまで近づけたか確認する方法を考えましょう！ | 25人 |
| 5 | 12月25日（土） 10:00～12:00 | ・ワークショップのまとめ（案）について意見を出しましょう！ ・「目指すまちの姿」全体を通じたキャッチフレーズを考えましょう！ | 26人 |



④ 第5次交野市総合計画基本構想・第1期基本計画(素案)パブリックコメント

| | |
|---------|---|
| 意見等募集期間 | 令和4年8月4日（木）から9月2日（金）まで |
| 実施周知方法 | 広報かたの8月号、交野市ホームページ |
| 資料等公表場所 | 交野市ホームページ、情報公開コーナー（市役所本庁2階）、実施期間（政策企画課）の事務所 |
| 意見等提出方法 | 書面、郵送、ファクシミリ、電子メール |
| 提出状況 | 提出人数 1人 / 提出意見数 1件 |

(6) 基本構想審議会

① 交野市基本構想審議会条例

令和3年3月31日

条例第5号

(設置)

第1条 交野市基本構想条例(平成22年条例第27号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、交野市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査および審議するほか、必要に応じ、その進捗について意見交換を行う。

- (1) 交野市基本構想(以下「基本構想」という。)に関する事。
- (2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定による交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想及び総合戦略に関し、市長が必要と認める事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 一般市民等
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係機関及び団体の推薦する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることをさまたげない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則(令和3年条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
(交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の廃止)
- 2 交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例(平成27年条例第13号)は、廃止する。

② 基本構想審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

| 条例区分 | 氏名 | 所属 |
|------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 1号 (市議会議員) | 三浦 美代子 | 市議会議員 |
| | 伊崎 太陽 | 市議会議員 |
| | 皿海 ふみ | 市議会議員 |
| | 松村 紘子 | 市議会議員 |
| | 岡田 伴昌 | 市議会議員 |
| 2号 (一般市民等) | 宮本 芳昭 | 市民公募委員 |
| | 清水 保宏 | 市民公募委員 |
| | 水野 康男 | 市民公募委員 |
| | 玉井 八恵子 | 市民公募委員 |
| | 秋山 深幸 | 市民公募委員 |
| 3号 (学識経験を有する者) | ◎ 下村 泰彦 | 大阪公立大学 大学院現代システム科学研究科 現代システム科学専攻 教授 |
| | ○ 小伊藤 亜希子 | 大阪公立大学 大学院生活科学研究科 生活科学専攻 教授 |
| | 鶴坂 貴恵 | 摂南大学 経営学部経営情報学科教授 |
| | 明石 隆行 | 種智院大学 人文学部社会福祉学科教授 |
| | 保志場 国夫 | 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング 主席研究員 |
| 4号 (関係機関及び団体の推薦する者) | 刀禰 哲哉 | 交野市工業会 会長 |
| | 西川 登志雄 | 交野市商業連合会 会長 |
| | 友田 正直 | 農業委員会 会長 |
| | 長谷川 深雪 | 教育委員 |
| | 木下 智博 | 連合大阪河北地区協議会 |

◎会長 ○副会長

③ 諮問



交企政第34号
令和3年10月13日

交野市基本構想審議会 会長 様

交野市長 黒田 実



第5次交野市基本構想について（諮問）

交野市基本構想審議会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

- (1) 交野市基本構想及び基本計画の策定に関する事
- (2) 交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事
- (3) その他基本構想及び総合戦略の策定に関する事

④ 審議内容

| 区分 | 日時 | 議題 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 令和3年10月13日 | (1) 第5次総合計画基本構想策定方針について (2) 交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略について (3) 第4次総合計画基本構想のまとめについて (4) 市民意識調査の結果について (5) その他 |
| 第2回 | 令和3年12月3日 | (1) 各種アンケート調査の結果報告について (2) 交野市の特性について (3) 将来に向けての課題について (4) その他 |
| 第3回 | 令和4年2月21日 | (1) 前回の振り返りと、将来に向けての課題について (2) まちの将来像とまちづくりの目標について (3) その他 |
| 第4回 | 令和4年3月25日 | (1) 前回の振り返り及び基本構想素案について (2) 基本計画のフレームについて (3) その他 |
| 第5回 | 令和4年5月23日 | (1) 基本構想素案の修正について (2) 基本計画の作成状況について (3) その他 |
| 第6回 | 令和4年6月22日 | (1) 基本構想素案の修正について (2) 基本計画素案の審議について (3) その他 |
| 第7回 | 令和4年7月4日 | (1) 基本計画素案の審議について (2) その他 |
| 第8回 | 令和4年7月13日 | (1) 基本構想及び第1期基本計画素案の審議について (2) その他 |
| 第9回 | 令和4年9月15日 | (1) 第5次交野市総合計画 基本構想・第1期基本計画の 答申案について (2) その他 |

⑤ 答申

答 申 書

令和 4年10月3日

交 野 市 長 様

交野市基本構想審議会

会長 下村 泰彦

第5次交野市基本構想について（答申）

令和3年10月13日付け、交企政第34号で諮問のあった「第5次交野市基本構想」の策定について、本審議会において慎重に議論を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、審議過程において委員が述べられた様々な意見に十分留意いただくとともに、計画に掲げる様々な施策が適切かつ着実に実行されることを期待します。

別添（略）

第5次交野市総合計画基本構想・第1期基本計画（答申）